

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 4 日

山口祥義 佐賀県知事殿

提出者

住 所 佐賀県武雄市朝日町大字甘久3498番地2

氏 名 株式会社 馬渡商会

代表取締役 馬渡 洋平

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0954-23-4145

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 馬渡商会 本社工場
事業場の所在地	佐賀県武雄市朝日町大字甘久3498番地2
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	窯業・土石製品製造業
② 事業の規模	140,895万円
③ 従業員数	58人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図) 別紙のとおり	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 就業若年層が増えて技術伝承が生産に追い付かず、自動機（マシーン）で多量生産しており、それに伴って不適合品の数量も増加している。 在庫品の見切りも行い、廃棄が増えてしまった。 屋根替え工事は変わらず増加傾向であり、前年とほぼ変わらない量であった。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	排 出 量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) ①引き続き不良品の発生抑制を考慮した製造方法を検討する。 ②工場内リサイクルを推進する。 ③屋根工事での新築工事の割合増加を目指す。 ④将来見切り品となる可能性がある商品の見極めを適宜行い、大量処分につなげることが無いよう努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 工程ごとに発生したものをそれぞれ種類ごとに保管する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組) 特になし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への 処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への 処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組) 産業廃棄物を委託するすべての業者と契約書を締結し、その都度契約を更新する。また、業者の許可番号をすべて管理する。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	別紙のとおり
	全処理委託量	- t	- t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
①委託業者の現地確認(写真を撮る)を継続して実施する。②可能な限り優良認定処理業者、再生利用者へ委託処理をする。③行政との連携、業界のネットワークを活用し再生処理ルートを確保する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

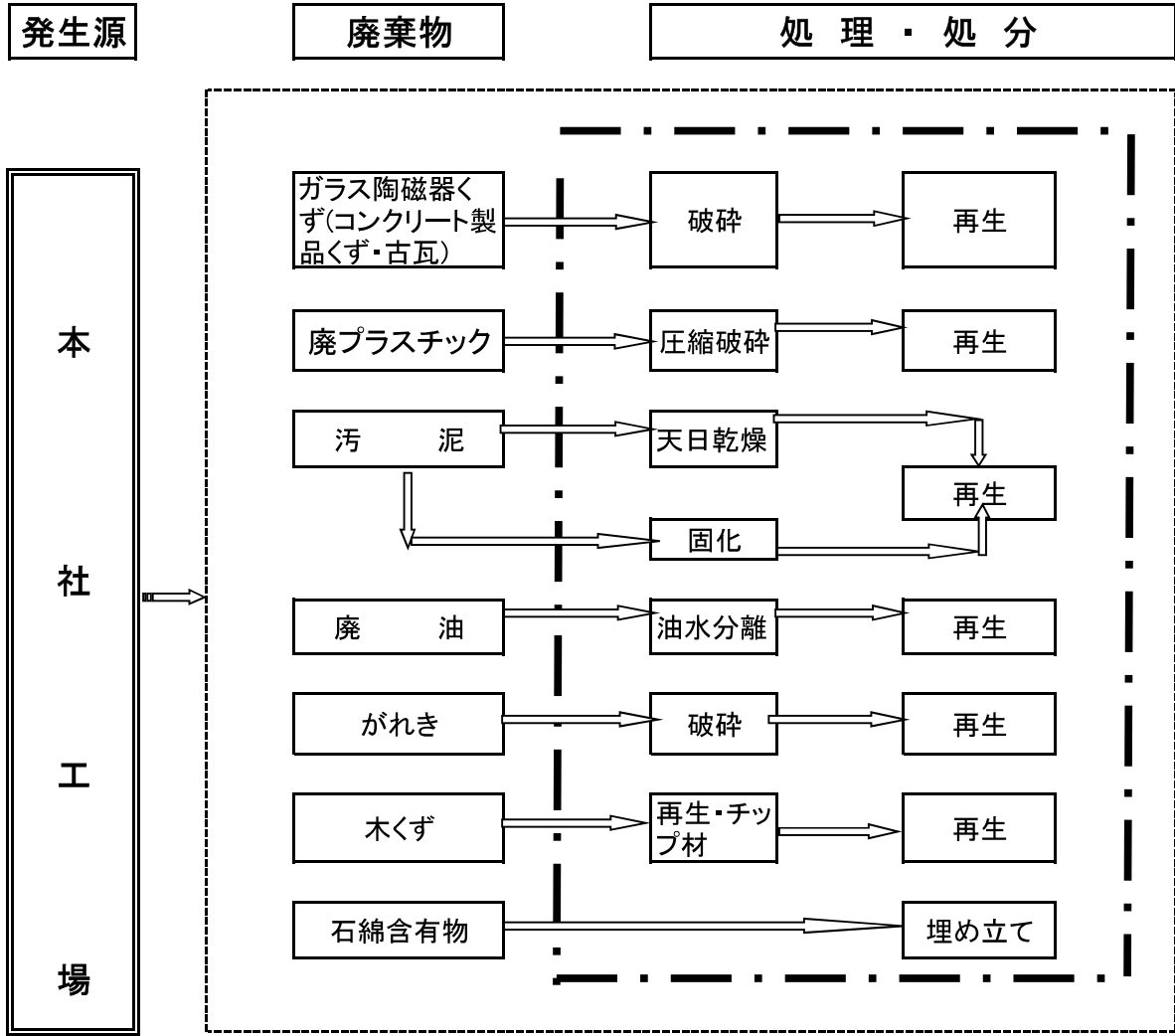
4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理状況



→ 産業廃棄物の流れ

— . . . 委託処理部分の範囲

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

総括責任者		所属：本社工場　　コンクリート製品事業部　部長（社長兼務）
廃棄物担当者		組織名：コンクリート製品事業部　本社工場　工場長 組織人数：3名
役割	工場環境管理委員会	① 廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 委員長—事業部長　委員—コンクリート製品製造　工場長 事務局—総務課
	廃棄物処理統括責任者	① 廃棄物処理方針の策定 ② 工場の廃棄物管理規程の策定・改廃 ③ 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当課長 (総務課長)	① 廃棄物処理計画の作成 ② 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ③ 産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ④ 処理業者、再生処理業者の調査、選定及び管理 ⑤ 委託契約の締結 ⑥ 産業廃棄物の管理票の管理 ⑦ 監督官庁への各種報告 ⑧ 社員、関連会社に対する教育・啓発 ⑨ その他関係する事項

(2) 管理体制の強化

① 管理体制（組織）

工場内の各部署と協力し、廃棄物処理に対応するための横断的な組織を編成する。
これには、事業部長の常時参加及び研究部門の参画を図る。

② 管理方法

産業廃棄物管理規程及び廃棄物化回避のための製品設計規程の作成について検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員に定期的に教育・研修等を行う。

① 管理職環境管理研修

責任者社員を対象として、工場等において発生する産業廃棄物の管理、工場等に排出される排ガスや排水の管理に係る法制度について、大幅な改正が行われる毎に行う研修制度。

② 廃棄物研修基礎研修

すべての従業員及び関係業者を対象として、廃棄物関係法令、関係官庁の指導方針を周知、徹底するための教育制度。

③ 廃棄物担当者実務研修

各製造ラインにおける廃棄物担当者を対象とする、廃棄物の取り扱いの実務研修制度

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。

また、工場等で定期的発行する工場レポートに大気汚染防止や廃棄物処理状況等を取りまとめて掲載する。

さらに、周辺住民を対象とした工場見学会を1年に1度開催し、工場内で発生する産業廃棄物の処理状況についても見学してもらい相互の理解を深める。

